

◇◇◇解約手続きについて◇◇◇

1. 解約通知による通知以外での解約の申し入れは、お受け出来ません。必ず文書にてお願い致します。
2. 解約通知は、契約を終了させようとする1ヶ月前迄にお願い致します。
(解約通知1ヶ月未満の場合は、翌月分の賃料を申しうけます。)
3. 郵送による解約通知の場合は、封書の消印をもって解約通知日とする。
※但し、当社に通知が届かなければ、解約通知をしたことにはなりません。発送後、電話にて到着の確認をして下さい。
4. 解約日迄に、電気・ガス・水道の精算を済ませ、その領収書を解約担当者に確認させて下さい。
5. 転出後、上記精算書と契約書、鍵を当社に持参して頂きます。
6. 粗大ゴミ等の処理費用は実費にて精算となります。
※退出日までにゴミの処理は、きちんとして下さい。粗大ゴミ・燃えるゴミ・燃えないゴミの収集日、場所、時間等ご近所の方にご迷惑のかからないように守って下さい。
7. 解約通知の送付先 〒173-0014
 東京都板橋区大山東町24-10
 オオミハウジング株式会社
 TEL 03-3964-8031
 FAX 03-3964-8034

★ 最寄りの郵便局に移転先の届出を必ずして下さい。

移転後の郵便物について当社は、一切責任を負いません！

《解約通知書作成にあたってのご注意とお願い》

- ①解約日 賃貸借契約書第11条に基づき、届出日から1ヶ月の予告期間が必要です。
- ②退 去 退去は、住宅を明け渡し、鍵を返還したときに完了したものと認定します。
(明渡し) 尚、鍵の返還以降は、契約解約日以前でも住宅の使用は出来ません。
- ③賃料等 契約解約日以前に住宅を退去されても、契約解約日までいただきます。
- ④公共料金 電気、ガス、水道及び電話は各供給機関に前もって連絡し、必ず退去日までの料金を清算してください。

解 約 通 知

届出年月日 平成 年 月 日 (住宅の使用期間 年 ヶ月)

平成 年 月 日付けを以て、物件名 号室
に関する賃貸借契約を解約し、物件を明渡しのご通知致します。

(借 主) 氏 名 ⑩ 電話番号

現在家賃 ¥ 管理費 ¥ 敷金 ¥

第15条連帯保証人による解約

(連帯保証人) 氏 名 ⑩ 電話番号

解約後の移転先: 住 所 〒

電話番号

携帯番号

敷金は、精算後下記の口座へ振込にてご返還下さい。

銀行・信金・信組・農協 支店

(普通・当座) 口座番号

フリガナ
口座名義

解 約 に 関 す る 申 告 書

「建物賃貸借契約書」第5条1項・第6条3項及び第12条4項の規定により掃除・修繕・原状回復の必要な箇所、及びリフォームの必要な箇所を次の通り申告致します。(借主の負担で修理又は取り替えて頂く物のページを参考にして記入して下さい。)

場 所	汚損・破損・修繕・リフォーム等の内容	場 所	汚損・破損・修繕・リフォーム等の内容
玄関部分		台所・冷蔵庫	
風呂・排水部分		室内クロス・床	
エアコン		ゆうせん	
家具・下駄箱		照明器具	
窓ガラス・ベランダ		庭先のゴミ	
粗大ゴミの有無		ポストの鍵	有 ・ 無
その他			

以上の通り申告致します。尚、粗大ゴミについては、当方にて平成 年 月 日清掃局に連絡のうえ責任をもって処理致します。

平成 年 月 日 氏 名 ⑩

入居時にあらかじめ汚損破損箇所等があり、それを合意の上で入居する場合は、その箇所を具体的に明記した上で、担当者・責任者の捺印をして確認しておいて下さい。

それ以外は、退室時に入居中の善管義務を怠ったとみなして修理・リフォーム代を申し受けます。

汚 損 箇 所	破 損 箇 所

上記の箇所は、入居時より発生している事を確認しました。

平成 年 月 日

入居者氏名 ⑩

担当者	責任者